

第一号議案

県立学校自転車通学生のヘルメット着用義務化について

県立高等学校及び県立特別支援学校の自転車通学生について、自転車用ヘルメットの着用を義務付ける方針を決定したので議決を求める。

令和二年十二月二十三日提出

大分県教育委員会教育長 工藤 利明

提案理由

大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(令和二年大分県条例第四十九号)が制定され、県民の自転車利用時における安全上の措置が求められていること等を踏まえ、令和三年四月から県立高等学校及び県立特別支援学校の自転車通学生のヘルメット全員着用を推進するため提案する。

県立学校自転車通学生のヘルメット着用義務化について

令和2年12月23日
学校安全・安心支援課

1 方針

自転車通学生のヘルメット着用を努力義務とすること等を定めた「大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の制定等を踏まえ、令和3年4月から県立高等学校及び県立特別支援学校自転車通学生のヘルメット着用を義務化する方針を決定したい。

2 背景・理由

- ・ 高校生による自転車事故の件数は依然として多く、年間250件程度（県立学校）発生。
- ・ その内の約3割は頭部損傷事故。頭部損傷は死亡・重体・重傷事故につながる危険性が高く、全国の自転車死亡事故の6割強は頭部損傷によるもの。（ヘルメット着用により致死率は約6割低下するとされる。）
- ・ 平成30年には大分市内で通学途中の高校生が自動車に追突され、脳挫傷で意識不明の重体となる事故が発生。
- ・ 他県の先行事例として、愛媛県では平成26年に2人の高校生が相次いで自転車事故で死亡したのを受け、平成27年度から高校生のヘルメット着用を自転車通学の許可要件とした（義務化）。

3 ヘルメット着用に向けたこれまでの取組

(1) ヘルメット着用推進モニター事業（令和元年度・2年度）

モニターとしてヘルメット着用し通学する生徒には、報償費としてヘルメット購入費に応じて補助し(上限5,000円)、全員着用に向けた気運の醸成を図った。

モニター生徒数 R元年度:586名 R2年度:794名 計1,380名

(2) 教職員・保護者・生徒との意見交換

○校長・事務長・PTAの代表との検討会議（令和2年7月・9月）
ヘルメット全員着用（義務化）の具体的方法やヘルメットの購入方法等を協議

○生徒ヒアリング（令和2年7～8月・各地域の7校）
ヘルメットのデザインや交通安全意識向上の取組等について意見交換

(3) 生徒の交通安全意識向上に向けた取組

- ・ 自転車通学指導者セミナーの開催
- ・ 自転車安全利用啓発DVD作成・配付

4 ヘルメット着用義務化の具体的方法

各学校でヘルメット着用を自転車通学の許可要件とし、令和3年4月から適用する。

（参考データ）※令和2年10月時点

県立高等学校・特別支援学校高等部

自転車通学生数：13,557人（全生徒数21,390人）